

香 工 第 97 号
令和 4 年 1 月 21 日

香芝市議会議長 川田 裕 様

香芝市長 福岡 憲宏



回 答 書

令和4年1月14日付で香芝市議会基本条例に基づき質問のあったことについて、下記のとおり回答いたします。

(1) 水道法における基準の遵守について

昭和32年に、水道の公衆衛生の向上及び生活環境の改善に寄与することを目的として水道法が制定された。その第5条は水道施設、第16条は給水装置について規定している。技術的細目については「水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）」及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）」で規定されている。これらの省令中に浸出基準が定められる中、製品を評価するための試験方法の詳細については告示中に示され、日本水道協会規格（JWWA 規格）にも資機材や給水装置の浸出基準及び試験方法も定められている。

香芝市民が飲料等を行う水道水は、上記の規格の遵守により安全安心な水道水の供給を可能とすることから、その確認は重要かつ適切に行わなければならない。水質汚染事故を防止するためにも、基準に適合した製品を使用し、設置後も定期的な点検など、日常の維持管理を的確に行うことが、安全性と公衆衛生を確保するための手段として極めて重要である。そこで、以下に規格の確認について質問を行う。

- ① 「水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）」中に示される資機材及び給水装置に関する規格（JWWA 規格）及び浸出基準について、全ての項目について、その適正性を示されたい（規格外の使用も含む）。
- ② 「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）」中に示される資機材及び給水装置に関する規格（JWWA 規格）及び浸出基準について、全ての項目について、その適正性を示されたい（規格外の使用も含む）。

【回答】

日本水道協会規格（JWWA 規格）は、水道事業で使用される資機材、薬品などの標準化を目的に公益

社団法人日本水道協会が定めた団体規格です。

その目的は、水道水の安全・安心の確保であり、規格毎に、適用範囲、使用される原材料等の組成・物性、浸出性を始め、対象製品の仕様及び性能等が一体として規定されています。

その認定要件は、該当する規格に定められた仕様及び性能を満たし、かつ品質管理体制が整備された製造場所であることとされています。認定に際しては、日本水道協会から検査員が派遣され、製品試験と共に品質管理体制の審査が行われ、適合性が認められると認定されます。

なお、製品を認定品として市場へ出荷するには、日本水道協会の検査員による実地確認が必要であり、製品には適合の証として「水マーク（水の字を模した印）」を表示する必要があります。

「認証登録品」の認定については、製品により区分され、その基準も水道法に示されている「水道施設の技術的基準を定める省令」及び「給水装置の構造及び材質に関する省令」に基づく基本基準となります。

各水道事業体においても、上記にて認定された資材を「水道施設の技術的基準を定める省令」「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」、各省令の項目に適合しているものとして使用しております。

また、規格外の材料については、日本水道協会の規格に準拠して製造を行い、納品の際には、材料成績表により安全性の確認を行った後に施工しております。

③ 「①」及び「②」の適正性の確認について、その確認手法、項目数について示されたい。

【回答】

水道施設及び給水装置の設置に伴い、使用資材の適正確認について、工事発注時には仕様書により条件付けを行い、工事着手前には、受注者より提出された材料確認願により仕様についての確認を行った後に材料の発注及び現場への搬入をいたします。

搬入された資材については、担当職員が材料検収を行い、仕様書に適合した材料であるか、またJWWAの認証を受けた資材であるかの確認を行っております。

(2) 神東塗料(株)の不適切行為による日本水道協会品質認証の取得事案について

令和4年1月11日及び12日の日本水道協会（JWWA）ホームページ（<http://www.jwwa.or.jp/>）において、「神東塗料(株)の不適切行為による日本水道協会品質認証の取得事案について(2022.1.11)、(2022.1.12)」のトピックスが掲載されている。内容の概要では、JWWA規格認証塗料について不適切行為により規格認証取得時に、同規格で規定されている試験条件と異なる条件で得られた試験結果により認証を取得したとされるもの等であり、既に製品の出荷を一時停止するなどの処置がとられている。また安全性の評価等は調査中であるとされる。

これらの、神東塗料(株)の不適切行為に係る香芝市水道局との関連性を質問する。

① 以下の JWWA の試験結果と異なる手法により、認証された疑いがある製品は、香芝市水道事業においての使用実績とその数量、その他現時点で把握される詳細な情報を示されたい。

① JWWA K139とは異なる条件で得られた試験結果により日本水道協会の認証を取得した疑いがあるもの

- ・クボタコート EM#100INT
- ・タイセイコート#139 黒・グレー ※
- ・クボタコート EM#100INT-L0 ※
- ・ニッチューコート WL#7000 グレー ※
- ・シントーコート EM#800 グレー ※

② JWWA K139に記載されていない原料が使用されている疑いがあるもの

- ・クボタコート Dip#300 (速乾を除く)
 - ・コスモコート#3000
 - ・シントーコート 139
 - ・クボタコート#4100
 - ・ダクタイル管外面補修用塗料
 - ・タイセイコート#139 黒・グレー ※
 - ・クボタコート EM#100INT-L0 ※
 - ・ニッチューコート WL#7000 グレー ※
 - ・ニッチューコート E#7000 グレー
 - ・シントーコート EM#800 グレー ※
 - ・シントーコート 139(H) グレー
- ※ ①と②で重複する製品あり

【回答】

本件について、規定と異なる試験条件での認証取得については2001年より行われており、香芝市においても既に使用している管は多数存在します。しかし、既に竣工書類の保存年度を経過している工事もあり、使用実績の把握が困難なものとなっております。

なお、現段階で不適切行為が疑われる資材のうち、日本水道協会では①臨時立会検査で不適切行為がないと確認できたものについては、速やかに自粛要請を解除。②既存資料で安全性が確認できたものについては、規格審議時に行った浸出試験成績表の既存の資料で安全性を確認できたものは、主要水道事業者及び学識経験者等の意見を聞き、順次要請を解除。③その他のものについては、改めて日本水道協会職員立会によるサンプリングを行った後、技術基準省令の全項目試験を行い、安全性が認証された製品から順次自粛要請の解除。といった対応を行っており、上下水道部といたしましても引き続き情報収集及び使用材料の把握に努めてまいります。

- ② 安全性の確保が保証できないとされる恐れもあることから、香芝市水道局はどのような措置を行われるか、その見解を示されたい。

【回答】

本件を受け、日本水道協会の報告の中でも各事業者が実施する水質検査において、水道水の安全性は担保されている旨の通知がありましたが、上下水道部では水質異常の確認のため、臨時の水質検査を実施し水質異常が無い事を確認いたしました。

また、現時点で市内給水栓より採取している水について、定期水質検査で異常が確認されていない現状を踏まえ、水質の状況に注視しつつ給水を継続しております。

なお、施工中の工事については、当該資材の安全性が確認されるまでの間、資材の使用を停止しておりましたが、日本水道協会での安全性についての立証が行われ、順次出荷自粛解除の公表がされている事を踏まえ、使用塗料の衛生性に問題がないことが確認され、これまでどおり安全に使用できるとされた水道管を用いる工事については、順次再開しております。
今後も引き続き、情報収集に努め、適切に対応を行ってまいります。

- ③ 市民の飲み水等に影響を与える恐れのある事件であることから、香芝市民への情報提供及びその周知に関しては、速やかに行われるものであると思慮するが、それに対する見解を示されたい。

【回答】

飲み水の影響については、定期の水質検査において市内の給水栓より採取した水について水質検査を行っており、これまで異常の無い旨を確認しております。

また、1月12日に日本水道協会より一報を受け、事実内容の確認及び現状把握を行ったなか、上下水道部では1月17日に香芝市上下水道部のホームページにて市民の皆様へ情報提供させていただきました。

その後、新たな情報が入り次第、内容を更新させていただいておりますが、引き続き今後の動きに注視して、新たな情報が入りましたら情報提供をさせていただきます。

